

揖保川減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 この会議は、「揖保川減災対策協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備え、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、揖保川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を継承・再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 3 水害を経験した地域では防災意識を継承し、また、住民に被災経験が無い地域では「水害に遭うかもしれない」という意識を再構築するとともに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実施するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 4 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として堤防の共同点検等を実施し、リスク・取組等の共有を図る。
- 5 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

2 幹事会は、原則として非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、姫路河川国道事務所 調査課に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年6月30日から施行する。

別表 1 協議会

協議会 構成員	備 考
国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長	
気象庁 神戸地方気象台長	
兵庫県 中播磨県民センター 県民交流室次長	
兵庫県 中播磨県民センター 姫路土木事務所長	
兵庫県 西播磨県民局 総務企画室長	
兵庫県 西播磨県民局 龍野土木事務所長	
姫路市長	
宍粟市長	
たつの市長	
太子町長	

別表 2 幹事会

幹事会 構成員	備 考
国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 副所長	
気象庁 神戸地方気象台 観測予報管理官	
兵庫県 中播磨県民センター 県民交流室 室長補佐兼総務防災課班長	
兵庫県 中播磨県民センター 姫路土木事務所 所長補佐	
兵庫県 西播磨県民局 総務企画室 総務防災課班長	
兵庫県 西播磨県民局 光都土木事務所 所長補佐	
姫路市 危機管理室 主幹	
宍粟市 まちづくり推進部 消防防災課長	
たつの市 総務部 危機管理課長	
太子町 総務部 企画政策課長	
兵庫県 企画県民部 災害対策課 防災・危機管理班 主幹（防災担当）	オブザーバー
兵庫県 県土整備部 河川整備課 維持防災班長	オブザーバー
兵庫県 県土整備部 総合治水課 計画班長	オブザーバー